

第22期第9回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年6月29日(水) 14:00～

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

(1) 令和4年度福岡県有明海区における機船船びき網(えび2そうびき網)漁業許可方針について(協議)

資料1

(2) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議での提案議題について(協議)

資料2

(3) さし網等漁業福岡佐賀相互入漁の申請状況について(報告)

資料3

(4) その他

令和4年度福岡県有明海区における機船船びき網 (えび2そうびき網) 漁業許可方針 (案)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者(漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。)に対してのみ行うこととする。

許可する船舶等の数の上限	住所要件
50隻(25統)以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

(2) 船舶の総トン数

定めなし

(3) 推進機関の馬力数

定めなし

(4) 操業区域

福岡県地先有明海海域(農林水産大臣管轄漁場を含む)

(5) 漁業時期

令和4年9月20日から令和4年11月30日まで

2 許可の有効期間

1年

3 条件

- (1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。
- (2) 僚船は〇〇丸、F〇〇-〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。
- (3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の海域で操業してはならない。
- (4) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

4 申請書の添付書類等

- (1) 漁業許可申請一覧表
 - (2) 機船船びき網漁業許可申請書
- ※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法(第26条)で定める灯火の内容(別紙)を許可証の裏面に添付する。

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

(別 紙)

注意事項

夜間、機船船びき網（えび2そうびき網）漁業を操業する場合、海上衝突予防法（第26条）で定める灯火を掲げなければならない。

【参 考】

1 長さ12メートル以上20メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離	3海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	〃	2海里以上
〃	白色	1灯	〃	〃
(3) 舷灯	緑色、紅色	1対	〃	〃
(又は両色灯)		1灯)		
(4) 船尾灯	白色	1灯	〃	〃

2 長さ12メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離	2海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	〃	〃
〃	白色	1灯	〃	〃
(3) 舷灯	緑色、紅色	1対	〃	1海里以上
(又は両色灯)		1灯)		
(4) 船尾灯	白色	1灯	〃	2海里以上

(注) 航行中及び漁場移動中は、(1)、(3)、(4)の灯火を掲げ、操業中は(2)、(3)、(4)の灯火を掲げること。

機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可状況一覧表

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
許可隻数	4隻(2統)	4隻(2統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	4隻(2統)	0隻(0統)
許可期間	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30
操業区域	福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）								
条 件	(1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。 (2) 僚船は〇丸（F〇〇-〇〇〇〇〇）以外の船を使用してはならない。 (3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域では操業してはならない。 (4) 使用する漁具にワイヤロープを用いてはならない。								
許可隻数	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	8隻(4統)	8隻(4統)
許可期間	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25
操業区域	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）								
条 件	1 次に掲げる区域で操業してはならない。 (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。 (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域。 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。 4 使用する漁具にワイヤロープを用いてはならない。								

参 考 資 料

「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連したものに絞り込む
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における主要提出議題
(平成20年度以降)

会議年度	筑前海区関連議題	豊前海区関連議題	有明海区関連議題
H20年	なし	なし	なし
H21年	なし	なし	なし
H22年	なし	なし	なし
H23年	なし	なし	なし
H24年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について	なし	なし
H25年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて	なし	なし
H26年 ～29年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船と我が国ふぐはえなわ漁船の操業秩序維持について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	なし	なし
H30年 ～R3年	・日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	なし	なし

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

内 容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場であります。が、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

大中型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成25年度にVMSシステム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっておらず、灯船による魚群の誘導などの手法が可能なため、違反防止対策としては十分ではありません。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 大中型まき網漁業に使用する全船へVMSを設置すること。
- 4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題について（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項）・協議事項・照会）

日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

内 容

新日韓漁業協定（平成11年1月発効）では相互入漁が原則となっていますが、それ以降我が国 EEZ 内で韓国漁船による違反操業やトラブルが多発しました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成20年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

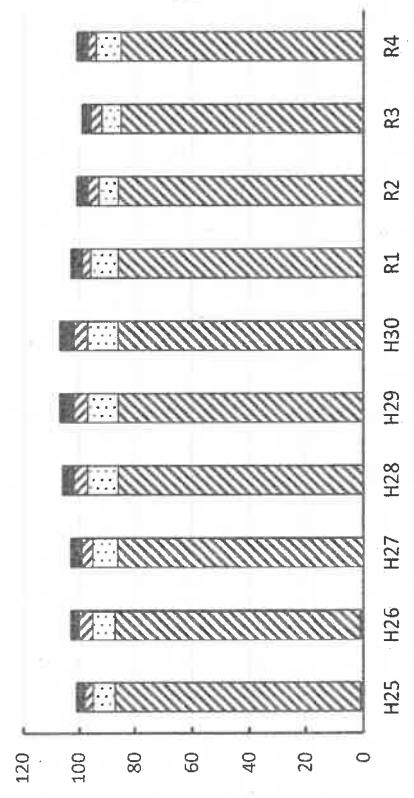
我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場です。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

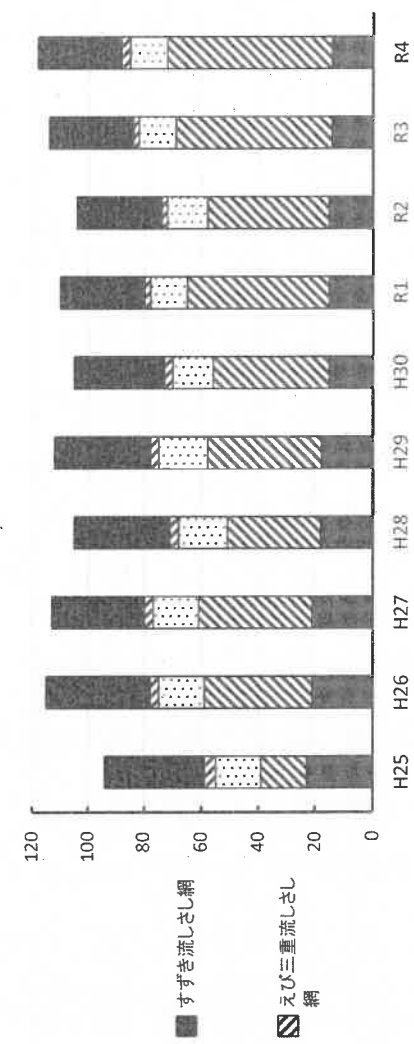
- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

令和4年7月1日～令和5年6月30日 刺し網等漁業福岡佐賀相互入漁の許認可状況について (令和4年6月29日現在)

漁業種類	福岡県⇒佐賀県 (R4佐賀県許可隻数)											佐賀県⇒福岡県 (R4福岡県許可隻数)											福岡県計	佐賀県計
	大川	大野島	上新田	川口	孫武	沖端	両開	柳川	血塩開	大和	三里	福岡県計	諸富町	大詫間	南川原	広江	東与賀町	久保田町	芦刈	福富町	新有明	大浦		
すずき流し刺し網	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	4	4	0	10	9	2	3	0	1	0	1	30	
えび三重流し刺し網	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	
雑魚一重流し刺し網	0	2	1	2	4	0	0	0	0	0	0	9	3	0	3	4	0	2	0	0	0	1	13	
固定式刺し網	11	2	19	9	16	21	0	2	1	1	3	85	23	4	17	0	1	2	0	2	5	4	58	
げんしき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	3	0	0	0	0	0	1	14	
計 (120隻以内)	11	5	20	14	21	22	0	2	1	1	4	101	42	4	30	16	3	7	0	3	5	8	118	



福岡県から佐賀県への入漁隻数



佐賀県から福岡県への入漁隻数